

町名の一部改正で

新しく平和台が誕生

見晴町は7丁目まで

市では、12月1日から一部地域の町名改正を実施します。

都市計画事業の一環として進められている

町名改正は、今回新しく町名・平和台が誕生

また、見晴町2丁目を7丁目までに分割する

など9カ所の地域で編入や分割が行われ、わ

かりやすく訪ねやすい町名に変ります。

「大字留萌村」原野3線」入れること。

つてどこ——と、いうように留萌市の町名は複雑でわかりにくく」という声を聞きます。

市の町の区域や字の区域は昭和24年から10数回にわたり改正してきましたが、まだ、昔ながらの町名を使用してい

るところがあります。

今回、その様なわかりずらい町名を周辺の町名に繰り

入れること。

町の区域を変更するのは

大字留萌村字留萌の一部を

記簿の変更や免許などの切り

古丹浜ふ頭が暫定供用開始

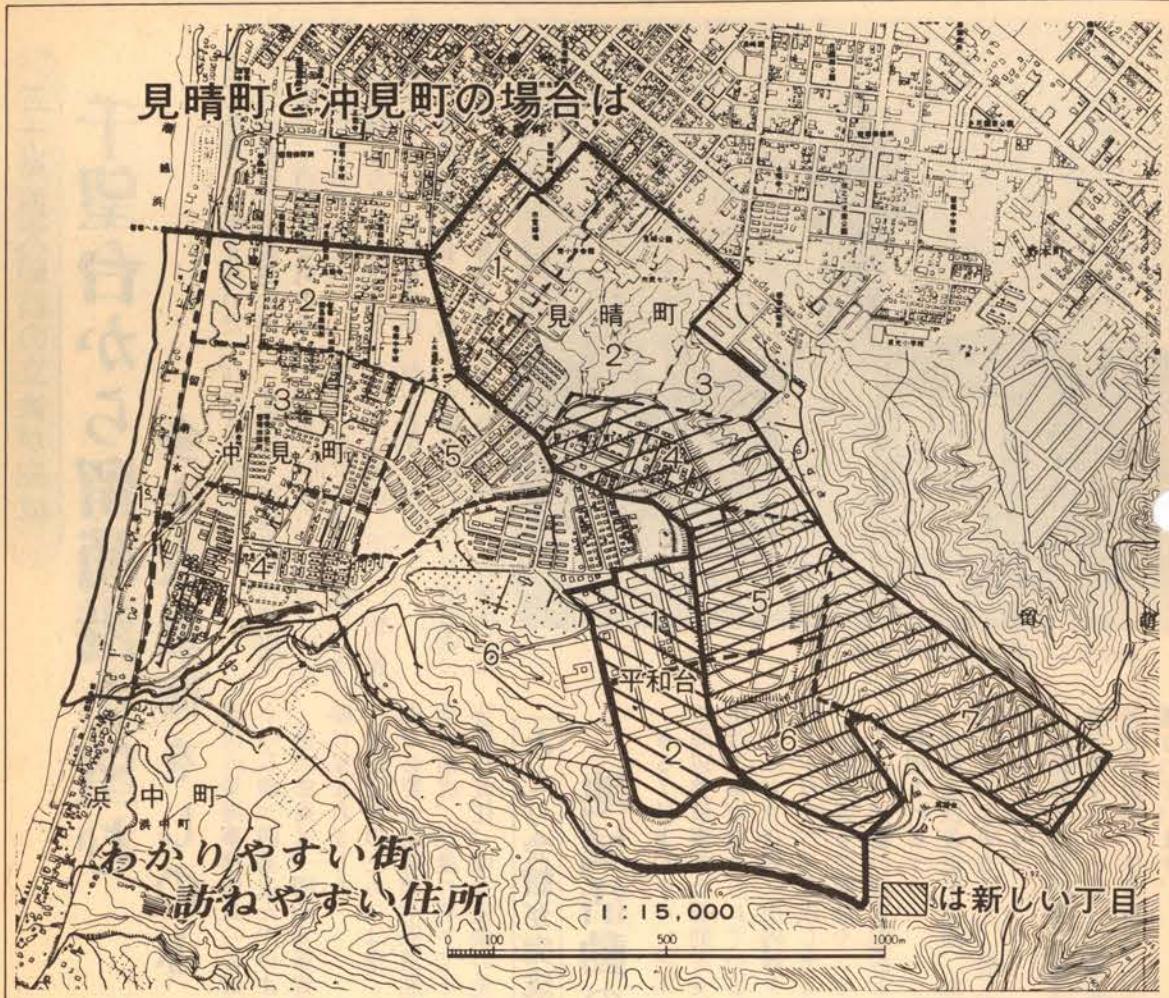
市が将来の貨物取扱量の多様化とあわせて大型化する船舶就航時代に対応するため、52年から造成を進めていました古丹浜ふ頭に、さる10月5日入港第一船を迎ました。本来の計画では、来年供用開始する予定でしたが、他の入港船が多く北岸壁が使用できなかつたため、急きよ古丹浜ふ頭の使用となり暫定供用

開始となつたものです。

古丹浜ふ頭は52年に着工。これまで国費約53億円を投入し1万5000トン級の船が接岸できる水深10m、延長185mの岸壁を造成しています。

今回は、水深8m岸壁として暫定供用開始しました。

今後は、三泊地区に3万トン級の船が接岸できる岸壁を造成する予定です。



▲入港第一船を迎えた古丹浜ふ頭

第一船入港

替えなどの手続きが必要になります。それらについては次の様になります。

記の場合にも同様です。ただし、登記申請書を自分で作成し、「町名地番変更證明書」を提出すると費用はかかりません。

①市役所で取り扱う住民票、印鑑簿、選挙人名簿などの住民変更是、特別の場合を除くほか市役所で訂正をします。

②戸籍の本籍地番の更新は、市役所で行います。

③外国人登録で、本人がもつている登録証明書は、後日市役所へおいでになつて更正の手続きを受けてください。

④その他、市の税務課、福祉事務所などで、特別の場合を除くほか市役所で公簿の訂正をします。

⑤旭川法務局留萌支局が取り扱う土地家屋の台帳登記簿は、それぞれの物件の所在表示欄のみ法務局で訂正します。

しかし、所有者の住所欄だけは、本人の申請によつて変更することになつておりますので、後日他に変更事項が生じたとき、本人が住所変更の手続きをとつていただくことになりますので、経費は本人にかかります。

この場合、市で発行する「町名地番変更證明書」が必要になります。また、会社など法人登

記の場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。

⑥土地家屋の権利書に記載されている所の表示は、訂正する必要はありません。

そのまま保存しておいてください。

⑦その他、自動車の所有者住所変更、運転免許証の住所

変更など、法律で届出の期日手続きが定められているもの

は、それぞれ本人が所定の手続きをしていただくことになります。

⑧種々の住所変更届、その他の手数料はかかりません。

また、不明な点は同課（内線259）へお問い合わせください。

なお、今回の字名改正で所変更になる方には、後日ハガキでお知らせします。

この場合、市で発行する「

町名地番変更證明書」が必要になります。また、会社など法人登

記の場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。

⑨記の場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。

この場合、市で発行する「

町名地番変更證明書」が必要になります。また、会社など法人登

記の場合は、印鑑を持参して市役所建設部都市計画課へおいでください。

この場合、市で発行する「

町名地番変更證明書」が必要になります。また、会社など法人登